

令和3年3月15日
財政課入札管理係

主任技術者及び監理技術者に係る「恒常的な雇用関係」の当面の
取扱いの廃止について（お知らせ）

建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の定めにより監理技術者等（主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐をいう。以下同じ。）を配置する場合に、当該監理技術者等が求められる所属建設業者との「恒常的な雇用関係」（以下「恒常的な雇用関係」という。）については、平成25年11月18日付け通知により「基準日までに雇用関係にあること」と取り扱っておりましたが、この取扱いについては、令和3年3月31日をもって廃止しますのでお知らせします。

なお、令和3年4月1日以降の恒常的な雇用関係の取扱いについては、下記のとおりとなります。

記

1 令和3年4月1日以降の恒常的な雇用関係の取扱い

「基準日（条件付一般競争入札の場合は開札日、指名競争入札の場合は入札日、随意契約の場合は見積書提出日）以前に3か月以上の雇用関係にあること」を要件とする。

2 令和3年3月31日以前に契約した工事において、令和3年4月1日以降に監理技術者等を交代する場合の取扱い

変更後に配置する監理技術者等について、「変更日以前に3か月以上の雇用関係にあること」を要件とする。